(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大館市立花字街道脇四番一から同市餅田字向田二〇六番まで	前	一五・一〇～三五・一六メートル	〇・二七七キロメートル
	後	一五・一〇～二四・二三メートル	〇・二七七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月十六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　供用開始の区間
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大館市立花字街道脇四番一から同市餅田字向田二〇六番まで	前	一五・一〇～三五・一六メートル	〇・二七七キロメートル
	後	一五・一〇～二四・二三メートル	〇・二七七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月十六日

○東北地方整備局告示第二百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号及び四十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県上北郡七戸町字後平一五二番二から同郡東北町字向平七番四まで	前	一六・六〇～三二・五〇メートル	〇・三八五キロメートル
	後	一六・六〇～六〇・〇〇メートル	〇・三八五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石巻市鹿又字草刈道一五〇番から同市小船越字下谷地三〇番一まで	前	一六・一四～七五・七〇メートル	二・八六七キロメートル
	後	二二・〇四～七五・七〇メートル	二・八六七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原一〇〇番から同町高瀬字合戦原一〇〇番一〇〇まで	前	一三・六一～二六・三三メートル	〇・三〇三キロメートル
	後	一四・四二～二九・二四メートル	〇・三〇三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原一〇〇番から同町高瀬字合戦原一〇〇番一〇〇まで	前	一三・六一～二六・三三メートル	〇・三〇三キロメートル
	後	一四・四二～二九・二四メートル	〇・三〇三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月十七日九時

○関東地方整備局告示第三百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月十六日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　長野県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第二百八十号岡谷都市計画道路事業三・四・六号岡谷川岸線
三　事業施行期間　自平成二十五年六月五日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十五年関東地方整備局告示第二百八十号の事業地のうち川岸上三丁目及び川岸中一丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月十六日

関東地方整備局長　大西　亘